

平成28年第12回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年12月19日（月） 午後2時00分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・ 議案第59号 南島原市教育支援委員会の答申について
- ・ 議案第60号 南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第61号 南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第62号 南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第63号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第64号 南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則について
- ・ 議案第65号 南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第66号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第67号 南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規の整備について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉 会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成28年11月の諸会議並びに諸行事

- 22日(火) 10:30 定例教育委員会(南有馬庁舎)
13:15 学校訪問(深江小学校)
19:00 口之津ジュニア陸上クラブ生涯スポーツ優良団体表彰祝賀会(口之津春寿司)
- 25日(金) 10:00 戦没者追悼式典(コレジオホール)
12:30 学校訪問(加津佐小学校)
18:30 平成28年度優良PTA文部科学大臣表彰・日本PTA会長表彰・九州ブロックPTA協議会表彰合同祝賀会(真砂)
- 26日(土) 18:00 日本スポーツマスターズ空手道競技優勝祝勝会(宮川誠悟氏)(割烹城)
- 27日(日) 9:00 南島原市老人クラブ大会(コレジオホール)
- 28日(月) 14:30 社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議(南有馬庁舎)
15:30 部局長会議(西有家庁舎)
19:00 龍石地区自治会長懇話会(龍石分館)
- 29日(火) 9:00 特別企画展オープニングセレモニー(有馬キリシタン遺産記念館)
- 30日(水) 19:00 健康づくり推進協議会(西有家庁舎)

○平成28年12月の諸会議並びに諸行事

- 2日(金) 13:30 校長研修会(コレジオホール)
13:30 民生委員辞令交付式(コレジオホール)
- 3日(土) 12:00 第33回少年の主張弁論大会(口之津公民館)
- 4日(日) 13:00 第26回島原半島コーラス交歓会(コレジオホール)
- 5日(月) 10:00 議会開会(有家庁舎)
- 7日(水) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
18:30 横田繁春氏旭日単光章受賞記念式典(ザ・マーキーズ)
- 8日(木) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)

9 日（金）10:00 議会一般質問・議案質疑・委員会付託・全員協議会（有家庁舎）

11 日（日） 8:30 第10回口加駅伝競走大会（加津佐グラウンド）

12:30 第7回PTA連合会 親睦球技大会（ミニバレー）（口之津体育館）

13 日（火）10:00 議会文教厚生委員会（有家庁舎）

14 日（水）15:30 南島原ジュニアバドミントンクラブ全国大会出場激励会（西有家庁舎）

15 日（木）11:15 中央研修報告（南有馬庁舎）

議案第59号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学指導の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成28年12月19日提出

南島原市教育委員会

委員長 近藤 孝信

議案第 60 号

南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 12 月 19 日提出

南島原市教育委員会

委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会公告式規則（平成18年南島原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第1項中「及び教育委員会委員長名」を「、教育委員会名及び教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条、第2条及び第4条の規定は適用せず、改正前の第1条、第2条及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める規則、規程その他公表を要するものの公告式を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、<u>教育長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(規程等の公表)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、教育委員会の定める規程その他公表を要するもの（以下「規程等」という。）を公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文、<u>教育委員会名及び教育長名</u>を記入して、<u>教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める規則、規程その他公表を要するものの公告式を定めるものとする。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、<u>委員長</u>が署名するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(規程等の公表)</p> <p>第4条 前2条に定めるもののほか、教育委員会の定める規程その他公表を要するもの（以下「規程等」という。）を公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文及び<u>教育委員会委員長名</u>を記入して、<u>委員長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

議案第61号

南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年12月19日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会会議規則（平成18年南島原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 委員長等の選挙（第5条・第6条）

第4章 会議（第7条—第19条）

第5章 請願等の処理（第20条）

第6章 補則（第21条） 」

を

「第3章 会議（第5条—第17条）

第4章 請願等の処理（第18条）

第5章 補則（第19条） 」

に改める。

第2条第3項中「委員長」を「教育長」に、「2人以上の者」を「の定数の3分の1以上の委員」に、「付すべき」を「付議すべき」に改める。

第3条第1項中「委員長」を「教育長」に、「付すべき」を「付議すべき」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第1項中「委員長」を「教育長」に、「付すべき」を「付議すべき」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3章を削る。

第4章中第7条を第5条とする。

第8条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」に、「付すべき」を「付議すべき」に改め、同条を第7条とする。

第10条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

第13条中「付された」を「付議された」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第11条とする。

第14条第1項中「委員長」を「教育長」に、「各委員」を「出席者」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「委員長の承認を得て」を削り、同条を第15条とする。

第18条の前の見出しを削り、同条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第16条とし、同条の前の見出しとして「（議事録）」を付する。

第19条第1項中「会議録」を「議事録」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「出席及び欠席の委員」を「出席者」に改め、同項第3号中「委員及び傍聴人」を「前号の出席者」に改め、同項第6号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、「教育長の推薦する者を」を削り、同条に次の1項を加える。

3 教育長は、議事録を作成したときは、市のホームページに掲載する方法により、公表するものとする。ただし、第14条第1項ただし書の規定により非公開とした事項については、この限りでない。

第19条を第17条とする。

第4章を第3章とする。

第20条中「委員会」を「教育委員会」に、「委員長」を「教育長」に改め、第5章中同条を第18条とする。

第5章を第4章とする。

第21条中「委員長」を「教育長」に改め、第6章中同条を第19条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の南島原市教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の南島原市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条・第2条)</p> <p>第2章 招集 (第3条・第4条)</p> <p>第3章 <u>会議 (第5条—第17条)</u></p> <p>第4章 <u>請願等の処理 (第18条)</u></p> <p>第5章 <u>補則 (第19条)</u></p> <p>附則</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長が必要と認めたとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</u></p> <p>(招集の方法等)</p> <p>第3条 会議の招集は、<u>教育長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を各委員に通知して行う。</u></p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(議事日程)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条・第2条)</p> <p>第2章 招集 (第3条・第4条)</p> <p>第3章 <u>委員長等の選挙 (第5条・第6条)</u></p> <p>第4章 <u>会議 (第7条—第19条)</u></p> <p>第5章 <u>請願等の処理 (第20条)</u></p> <p>第6章 <u>補則 (第21条)</u></p> <p>附則</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 臨時会は、<u>委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。</u></p> <p>(招集の方法等)</p> <p>第3条 会議の招集は、<u>委員長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。</u></p> <p>2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(議事日程)</p>

新	旧
<p>第4条 教育長は、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め委員に配布する。</p> <p>2 議事日程に定めた日にその記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、<u>教育長</u>は、改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第3章 会議</p>	<p>第4条 <u>委員長</u>は、会議の日時、場所及び会議に付すべき事件並びにその順序等を記載した議事日程を定め委員に配布する。</p> <p>2 議事日程に定めた日にその記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、<u>委員長</u>は、改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第3章 委員長等の選挙</p> <p>(<u>委員長の選挙</u>)</p> <p>第5条 <u>会議の当日に委員長がないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に次期委員長の選挙を行うことを妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員長の選挙は、指名推薦の方法で行う。</u></p> <p>3 <u>委員長の選挙が前項の方法で行われ難いときは、記名又は無記名投票の方法によって行う。</u></p> <p>4 <u>前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人が当選人を定めるに当たり、得票数が同じときは、くじでこれを定める。</u></p> <p>(<u>委員長職務代理者の指定</u>)</p> <p>第6条 <u>会議の招集の当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指定する。</u></p> <p>2 <u>委員長職務代理者を指定する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>第4章 会議</p>

新	旧
<p>(会議の順序)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(開会等の宣告)</p> <p>第6条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>教育長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(事件の宣告)</p> <p>第7条 <u>教育長</u>は、会議に<u>付議すべき事件</u>を宣告しなければならない。</p> <p>(動議)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>教育長</u>は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。</p> <p>(発言)</p> <p>第9条 動議を提出し、又は討論しようとするときは、<u>教育長</u>の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って<u>教育長</u>がこれを許可する。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第11条 会議に<u>付議された事件</u>のうち、採決を要するものにあつては、討論が終結した</p>	<p>(会議の順序)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(開会等の宣告)</p> <p>第8条 会議の開会、休憩及び閉会は、<u>委員長</u>がこれを宣告する。</p> <p>(事件の宣告)</p> <p>第9条 <u>委員長</u>は、会議に<u>付すべき事件</u>を宣告しなければならない。</p> <p>(動議)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>委員長</u>は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。</p> <p>(発言)</p> <p>第11条 動議を提出し、又は討論しようとするときは、<u>委員長</u>の許可を得て発言しなければならない。</p> <p>2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って<u>委員長</u>がこれを許可する。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(採決)</p> <p>第13条 会議に<u>付された事件</u>のうち、採決を要するものにあつては、討論が終結した</p>

新	旧
<p>後、<u>教育長</u>が議題を宣告して採決しなければならない。</p> <p>第12条 <u>教育長</u>は、<u>順次出席者</u>の賛否の意見を求めて採決する。ただし、反対意見がないときは、採決の手続を踏まないで可決を宣することができる。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第14条 会議は、公開とし、<u>教育長</u>の許可を得て傍聴することができる。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>教育長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事務局職員の出席)</p> <p>第15条 <u>教育長</u>は、事務局職員を出席させることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 会議の次第は、<u>議事録</u>に記載するものとする。ただし、必要に応じて記載を省略することができる。</p> <p>2 <u>議事録</u>には、<u>教育長</u>があらかじめ指名した委員、これを作成した職員が署名しなければならない。</p>	<p>後、<u>委員長</u>が議題を宣告して採決しなければならない。</p> <p>第14条 <u>委員長</u>は、<u>順次各委員</u>の賛否の意見を求めて採決する。ただし、反対意見がないときは、採決の手続を踏まないで可決を宣することができる。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第16条 会議は、公開とし、<u>委員長</u>の許可を得て傍聴することができる。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、<u>出席委員</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>委員長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事務局職員の出席)</p> <p>第17条 <u>教育長</u>は、<u>委員長の承認</u>を得て事務局職員を出席させることができる。</p> <p>(会議録)</p> <p>第18条 会議の次第は、<u>会議録</u>に記載するものとする。ただし、必要に応じて記載を省略することができる。</p> <p>2 <u>会議録</u>には、<u>委員長</u>があらかじめ指名した委員、これを作成した職員が署名しなければならない。</p>

新	旧
<p>第17条 議事録には、<u>おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出席者の氏名</u></p> <p>(3) <u>前号の出席者を除くほか、会議に出席した者の職氏名</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他会議又は教育長において必要と認めた事項</u></p> <p>2 <u>議事録は、教育長が事務局職員のうちから指名して、これを作成させるものとする。</u></p> <p>3 <u>教育長は、議事録を作成したときは、市のホームページに掲載する方法により、公表するものとする。ただし、第14条第1項ただし書の規定により非公開とした事項については、この限りでない。</u></p> <p>第4章 請願等の処理</p> <p>(請願等の処理)</p> <p>第18条 <u>教育委員会に対して請願又は陳情しようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</u></p> <p>第5章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>教育長が会議に諮って定める。</u></p>	<p>第19条 <u>会議録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出席及び欠席の委員の氏名</u></p> <p>(3) <u>委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の職氏名</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他会議又は委員長において必要と認めた事項</u></p> <p>2 <u>会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成させるものとする。</u></p> <p>第5章 請願等の処理</p> <p>(請願等の処理)</p> <p>第20条 <u>委員会に対して請願又は陳情しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。</u></p> <p>第6章 補則</p> <p>(委任)</p> <p>第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>委員長が会議に諮って定める。</u></p>

議案第 6 2 号

南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会傍聴人規則（平成18年南島原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第5条及び第6条（見出しを含む。）中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条、第3条、第5条及び第6条の規定は適用せず、改正前の第1条、第3条、第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴の許可)</p> <p>第1条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、<u>教育長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第3条 <u>教育長</u>は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。</p> <p>(傍聴人の行為の制限)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>次に掲げる行為</u>をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第5条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(教育長の指示)</p> <p>第6条 前各条のほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>(傍聴の許可)</p> <p>第1条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、<u>委員長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第3条 <u>委員長</u>は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。</p> <p>(傍聴人の行為の制限)</p> <p>第4条 傍聴人は、<u>次の各号に掲げる行為</u>をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第5条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。</p> <p>(委員長の指示)</p> <p>第6条 前各条のほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>

議案第 6 3 号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第18条第2項並びに」を「第17条第2項及び」に改める。

第7条中「、職員の服務」を「並びに職員の服務」に、「、懲戒及び身元保証等」を「及び懲戒等」に改める。

別表第1 学校教育課の部学校教育班の項第7号中「外国語指導助手」の次に「及び英語指導助手」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧																				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき</u>、南島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 <u>教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等</u>については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学事班</td> <td> (1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>			課等	班	事務分掌	(略)			学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき</u>、南島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 <u>教育委員会の事務処理、職員の服務、勤務期間、休暇等、分限、懲戒及び身元保証等</u>については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>班</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学事班</td> <td> (1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>			課等	班	事務分掌	(略)			学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。
課等	班	事務分掌																					
(略)																							
学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。																					
課等	班	事務分掌																					
(略)																							
学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。																					

新		旧	
	(11) 学校事務の共同実施に関する事 こと。		(11) 学校事務の共同実施に関する事 こと。
学校教育 班	(1) 学校の設置及び廃止に関する事 こと。 (2) 幼稚園に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教材教具の整理に関する事。 (5) 学校統計に関する事。 (6) 児童生徒の地域間交流に関する事。 (7) 外国語指導助手及び英語指導助手に関する 事。 (8) 学校評議員に関する事。 (9) 教育支援に関する事。 (10) 就学時健康診断に関する事。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関 する事。 (12) 教職員の休暇、旅行に関する事。 (13) 教職員の福利厚生に関する事。 (14) 教職員の職員団体に関する事。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関する事。 (16) 校長会及び教頭会等に関する事。 (17) 教職員の研修に関する事。 (18) 幼稚園及び学校の行事等に関する事。 (19) 遠足、見学及び修学旅行に関する事。 (20) 学校における教育課程、学習指導その他学 校教育に関する専門的事項（教育相談等を含 む。）に関する事。 (21) 人権教育に関する事。	学校教育 班	(1) 学校の設置及び廃止に関する事。 (2) 幼稚園に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 教材教具の整理に関する事。 (5) 学校統計に関する事。 (6) 児童生徒の地域間交流に関する事。 (7) 外国語指導助手に関する事。 (8) 学校評議員に関する事。 (9) 教育支援に関する事。 (10) 就学時健康診断に関する事。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関 する事。 (12) 教職員の休暇、旅行に関する事。 (13) 教職員の福利厚生に関する事。 (14) 教職員の職員団体に関する事。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関する事。 (16) 校長会及び教頭会等に関する事。 (17) 教職員の研修に関する事。 (18) 幼稚園及び学校の行事等に関する事。 (19) 遠足、見学及び修学旅行に関する事。 (20) 学校における教育課程、学習指導その他学 校教育に関する専門的事項（教育相談等を含 む。）に関する事。 (21) 人権教育に関する事。
学校保健 班	(1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理 に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関す ること。 (3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関するこ と。	学校保健 班	(1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理 に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関す ること。 (3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関するこ と。

新		旧	
	<p>と。</p> <p>(4) 学校の環境衛生に関する事。</p> <p>(5) 結核対策に関する事。</p> <p>(6) 学校給食に関する事。</p> <p>(7) 園児及び児童生徒の安全に関する事。</p> <p>(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(9) 学校体育に関する事。</p>		<p>(4) 学校の環境衛生に関する事。</p> <p>(5) 結核対策に関する事。</p> <p>(6) 学校給食に関する事。</p> <p>(7) 園児及び児童生徒の安全に関する事。</p> <p>(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</p> <p>(9) 学校体育に関する事。</p>
(略)		(略)	

議案第64号

南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則を廃止するもの。

平成28年12月19日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則

南島原市教育委員会教育長職務代理者規則（平成18年南島原市教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、廃止前の南島原市教育委員会教育長職務代理者規則の規定は、なおその効力を有する。

議案第 6 5 号

南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う
もの。

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年南島原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

第1条中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第26条第1項」を「第25条第1項」に、「教育委員会の権限に属する事務の委任について」を「南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることに関し」に改める。

第2条中「南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「教育長、教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く。）の長」を「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校（小学校及び中学校を除く。）その他の教育機関の職員」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項」を「法第26条第1項」に改め、同号を同条第12号とする。

第3条を削る。

第4条中「第2条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「（臨時代理）」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とする。

本則に次の1条を加える。

（教育委員会の会議への報告）

第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める教育委員会の会議において報告しなければならない。

- （1） 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
- （2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了し

た後最初に招集される会議までの会議

- (3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議
(指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議)
- (4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任
した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集され
る会議 (当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期
に招集される会議を含む。)
- (5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務
の処理が終了した後最初に招集される会議 (当該事務の処理に長期間を要すると
認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律
第76号) 附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条から第5条までの規
定は適用せず、改正前の第1条から第5条までの規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p><u>南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第25条第1項の規定に基づき、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることに関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 <u>教育委員会は、次に掲げるものを除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校（小学校及び中学校を除く。）その他の教育機関の職員の任免に関すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p><u>南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(教育長に対する委任事務)</p> <p>第2条 <u>南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げるものを除きその権限に属する事務を教育長に委任する。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>1件80万円を超える教育財産の取得について市長へ申出を行うこと。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育長、教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く。）の長の任免に関すること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>

新	旧
<p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>法第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表に関すること。</u></p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第3条 教育長は、<u>前条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定を求めなければならない。</u></p> <p>(臨時代理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(教育委員会の会議への報告)</p> <p>第5条 <u>教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める教育委員会の会議において報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議</u></p> <p>(2) <u>児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最</u></p>	<p>(12) (略)</p> <p>(13) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表に関すること。</u></p> <p>(報告の聴取等)</p> <p>第3条 <u>教育委員会は、前条の規定により委任した事務であっても特に必要があるときは、報告を徴し、又は指示することがある。</u></p> <p>(委任事務の処理の特例)</p> <p>第4条 教育長は、<u>第2条の規定にかかわらず委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、教育委員会の決定を求めなければならない。</u></p> <p>(臨時措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により教育長が臨時に代理したときは、直近の教育委員会に報告しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>初に招集される会議までの会議</p> <p><u>(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議 (指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議)</u></p> <p><u>(4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議 (当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)</u></p> <p><u>(5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議 (当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。)</u></p>	

議案第 66 号

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 28 年 12 月 19 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会公印規則（平成18年南島原市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「教育長」を「教育次長」に、「公印の印影を電子計算機に記録し、当該印影を当該文書に出力することにより公印の押印に代えることができる」を「公印の押印に代え、電子印を使用することができる」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「公印の印影を電子計算組織に記録した場合は」を「電子印を使用するときは」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により電子印を使用するときは、電子印使用申請書（様式第5号）により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「教育長」を「教育次長」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷申請書（様式第4号）により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

第8条を第9条とする。

第7条中「生じたときは」の次に「、公印事故報告書（様式第3号）により」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「廃棄しよう」を「廃止しよう」に、「教育長に協議しなければならない」を「公印新調・改刻・廃止申請書（様式第2号）を教育次長に提出しなければならない」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公印の管理）

第3条 公印の管理に関する事務は、教育次長が総括する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条、第9条関係)

名称	ひな型 番号	書体	寸法 (ミ リメートル)	個数	保管者	用途
南島原市教育委員会 印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育委員会 印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職務 代理者印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学 校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小 学校長	卒業証書 等用
南島原市立〇〇小学 校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小 学校長	一般用
南島原市立〇〇中学 校	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中 学校長	卒業証書 等用
南島原市立〇〇中学 校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中 学校長	一般用
南島原市立〇〇学校 給食センター所長印	9	隸書	方21	各1	各学校給食セン ター所長	一般用
南島原市立北有馬幼 稚園	10	隸書	方36	1	南島原市立北有 馬幼稚園長	表彰等用
南島原市立北有馬幼 稚園長印	11	隸書	方21	1	南島原市立北有 馬幼稚園長	一般用
南島原市〇〇公民館 長印	12	隸書	方21	各1	南島原市各公民 館長	一般用
南島原市〇〇図書館 長印	13	隸書	方21	各1	南島原市各図書 館長	一般用

南島原市深江ふるさと伝承館長印	14	隸書	方21	1	南島原市深江ふるさと伝承館長	一般用
南島原市ありえコレジヨホール館長印	15	隸書	方21	1	南島原市ありえコレジヨホール館長	一般用
南島原市〇〇B&G海洋センター所長印	16	隸書	方21	各1	南島原市各B&G海洋センター所長	一般用
南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	17	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用

別表第2 (第2条関係)

1	2	3	4
南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 委 員 会 印	南 島 原 市 教 育 長 印	南 島 原 市 教 育 長 職 務 代 理 者 印
5	6	7	8
南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 小 学 校 長 印	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校	南 島 原 市 立 ○ ○ 中 学 校 長 印
9	10	11	12
南 島 原 市 立 ○ ○ 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 印	南 島 原 市 立 北 有 馬 幼 稚 園	南 島 原 市 立 北 有 馬 幼 稚 園 長 印	南 島 原 市 ○ ○ 公 民 館 長 印
13	14	15	16
南 島 原 市 ○ ○ 図 書 館 長 印	南 島 原 市 深 江 ふ る さ と 伝 承 館 長 印	南 島 原 市 あ り え コ レ ジ ョ ホ ー ル 館 長 印	南 島 原 市 ○ ○ B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長 印
17			
南 島 原 市 ○ ○ 歴 史 民 俗 資 料 館 長 印			

備考

- 1 配字及び行数は、必要により変更することができる。
- 2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。

別記様式を次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

公 印 台 帳

公 印 の 名 称			
保 管 課 (所) 名			
保 管 者 職 名			
使 用 区 分			
使 用 開 始 年 月 日			
形 状 及 び 印 材			
寸 法			
使 用 廃 止 年 月 日			
印 影		備 考	

様式第1号の次に次の4様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者

職 氏 名

次のとおり公印を新調・改刻・廃止したいので申請いたします。

公印の名称		ひな形
ひな形番号		
寸法	方__ミリメートル 径__ミリメートル 縦__ミリメートル×横__ミリメートル	
形状及び印材		印影
書体		
個数	個	
使用区分		
保管者		
保管課（所）名		
使用開始・廃止 年 月 日	・使用開始 年 月 日 ・使用廃止 年 月 日	
備考		

様式第3号 (第8条関係)

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者

職 氏 名

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報 告	公 印 の 名 称	
	事 故 年 月 日	
	事 故 発 生 場 所	
	事 故 の 内 容
教 育 総 務 課 記 入 欄	事 故 発 生 時 の 保 管 状 況
	処 理 状 況
	そ の 他	

様式第4号（第9条関係）

公印印影印刷申請書

年 月 日

教育次長 様

課（室）長等

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。

公印の名称				印 影
保 管 者				
ひな形番号				
公印の印刷を要する文書				
公印印影寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル	<input type="checkbox"/> 原 寸		
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月			
印刷理由			
前回印刷数量	年 月印刷 枚（部）			
担 当 者	課（室）等	氏 名	電話（内線）	

〔注意事項〕 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第5号（第10条関係）

電子印使用申請書

年 月 日

教育次長 様

課（室）長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する 公印の名称			
ひな形番号			
電子印の使用を必要とする文書			
電子印の寸法	<input type="checkbox"/>	ミリメートル	<input type="checkbox"/> 原寸
電子印に関する情報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由	<hr/> <hr/>		
担当者	課（室）等	氏 名	電話（内線）

〔注意事項〕 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の別表第1及び別表第2の規定は適用せず、改正前の別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(公印の管理)</p> <p>第3条 <u>公印の管理に関する事務は、教育次長が総括する。</u></p> <p>(公印の保管)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第6条 教育次長は、公印台帳(様式第1号)を備えて、公印の種類、印影その必要な事項を登録しておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第7条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとする場合は、<u>公印新調・改刻・廃止申請書(様式第2号)</u>を教育次長に提出しなければならない。</p> <p>(公印の事故)</p> <p>第8条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失等の事故が生じたときは、<u>公印事故報告書(様式第3号)</u>により、速やかに教育次長を経て教育長に報告しなければならない。</p>	<p>(公印の保管)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第5条 教育次長は、公印台帳(別記様式)を備えて、公印の種類、印影その必要な事項を登録しておかなければならない。</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第6条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃棄しようとする場合は、<u>教育長に協議しなければならない。</u></p> <p>(公印の事故)</p> <p>第7条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失等の事故が生じたときは、速やかに教育次長を経て教育長に報告しなければならない。</p>

新	旧																												
<p>(印影の印刷)</p> <p>第9条 定例的かつ定型的な文書で、公印を多数押印する必要があると<u>教育次長</u>が認めるときは、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷申請書(様式第4号)により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(電子計算組織による公印)</p> <p>第10条 電子計算組織を利用して証明、通知等を行う文書のうち、<u>教育次長</u>が特に必要があると認めるときは、<u>公印の押印に代え、電子印を使用することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により電子印を使用するときは、電子印使用申請書(様式第5号)により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により電子印を使用するときは、印刷の改ざんその他不正な使用を防止するため、当該公印の印影のデータを適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>別表第1(第2条、第9条関係)</u></p>	<p>(印影の印刷)</p> <p>第8条 定例的かつ定型的な文書で、公印を多数押印する必要があると<u>教育長</u>が認めるときは、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電子計算組織による公印)</p> <p>第9条 電子計算組織を利用して証明、通知等を行う文書のうち、<u>教育長</u>が特に必要があると認めるときは、<u>公印の印影を電子計算機に記録し、当該印影を当該文書に出力することにより公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により公印の印影を電子計算組織に記録した場合は、印刷の改ざんその他不正な使用を防止するため、当該公印の印影のデータを適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>別表第1(第2条、第8条関係)</u></p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ひな型番号</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>保管者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市教育委</td> <td>1</td> <td>隸書</td> <td>方21</td> <td>1</td> <td>教育総務課長</td> <td>一般用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ひな型番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途	南島原市教育委	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ひな型番号</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>保管者</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南島原市教育委員</td> <td>①</td> <td>隸書</td> <td>方21</td> <td>1</td> <td>教育総務課長</td> <td>一般用</td> </tr> </tbody> </table>	名称	ひな型番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途	南島原市教育委員	①	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
名称	ひな型番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途																							
南島原市教育委	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用																							
名称	ひな型番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途																							
南島原市教育委員	①	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用																							

新							旧						
員会印							会印						
南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用	南島原市教育委員会印	②	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	南島原市教育委員会委員長印	③	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職務代理者印	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用	南島原市教育委員会委員長職務代理者印	④	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学校	5	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用	南島原市教育長印	⑤	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇小学校校長印	6	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用	南島原市教育長職務代理者印	⑥	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市立〇〇中学校	7	隸書	方36	各1	南島原市立各中学校長	卒業証書等用	南島原市立〇〇小学校	⑦	隸書	方36	各1	南島原市立各小学校長	卒業証書等用
南島原市立〇〇中学校校長印	8	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用	南島原市立〇〇小学校校長印	⑧	隸書	方21	各1	南島原市立各小学校長	一般用
南島原市立〇〇学校給食センター所長印	9	隸書	方21	各1	各学校給食センター所長	一般用	南島原市立〇〇中学校	⑨	隸書	方36	各1	南島原市立各中学校長	卒業証書等用
南島原市立北有馬幼稚園	10	隸書	方36	1	南島原市立北有馬幼稚園長	表彰等用	南島原市立〇〇中学校校長印	⑩	隸書	方21	各1	南島原市立各中学校長	一般用
南島原市立北有馬幼稚園長印	11	隸書	方21	1	南島原市立北有馬幼稚園長	一般用	南島原市立〇〇学校給食センター所長印	⑪	隸書	方21	各1	各学校給食センター所長	一般用
南島原市〇〇公民館長印	12	隸書	方21	各1	南島原市各公民館長	一般用	南島原市立北有馬幼稚園	⑫	隸書	方36	1	南島原市立北有馬幼稚園長	表彰等用
南島原市〇〇図書館長印	13	隸書	方21	各1	南島原市各図書館長	一般用	南島原市立北有馬幼稚園長印	⑬	隸書	方21	1	南島原市立北有馬幼稚園長	一般用
南島原市深江ふるさと伝承館長印	14	隸書	方21	1	南島原市深江ふるさと伝承館長	一般用	南島原市〇〇公民館長印	⑭	隸書	方21	各1	南島原市各公民館長	一般用
南島原市ありえコレジヨホール	15	隸書	方21	1	南島原市ありえコレジヨホ	一般用	南島原市〇〇図書館長印	⑮	隸書	方21	各1	南島原市各図書館長	一般用
							南島原市深江ふる	⑯	隸書	方21	1	南島原市深江	一般用

新						旧						
館長印					ール館長						ふるさと伝承館長	
南島原市〇〇B & G 海洋センター所長印	16	隸書	方21	各 1	南島原市各B & G 海洋センター所長	⑰	隸書	方21	1	南島原市ありエコレジヨホール館長	一般用	
南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	17	隸書	方21	各 1	南島原市各資料館長	⑱	隸書	方21	各 1	南島原市各B & G 海洋センター所長	一般用	
						⑲	隸書	方21	各 1	南島原市各資料館長	一般用	

新				旧			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
1 南島原市 教育委員会印	2 南島原市 教育委員会印	3 南島原 市教育 長印	4 南島原市 教育長職務 代理者印	① 南島原市 教育委員会印	② 南島原市 教育委員会印	③ 南島原市 教育委員会 委員長印	④ 南島原市 教育委員会 委員長職務 代理者印
5 南島原市 立〇〇 小学校	6 南島原市 立〇〇小 学校長印	7 南島原市 立〇〇 中学校	8 南島原市 立〇〇中 学校長印	⑤ 南島原 市教育 長印	⑥ 南島原市 教育長職務 代理者印	⑦ 南島原市 立〇〇 小学校	⑧ 南島原市 立〇〇小 学校長印
9 南島原市立 〇〇学校 給食センタ ー所長印	10 南島原市 立北有馬 幼稚園	11 南島原市立 北有馬幼 稚園長印	12 南島原市 〇〇公 民館長印	⑨ 南島原市 立〇〇 中学校	⑩ 南島原市 立〇〇中 学校長印	⑪ 南島原市立 〇〇学校 給食センタ ー所長印	⑫ 南島原市 立北有馬 幼稚園
13 南島原市 〇〇図 書館長印	14 南島原市深 江ふるさと 伝承館長印	15 南島原市 ありえコレ ジヨホール 館長印	16 南島原市 〇〇B & G 海洋センタ ー所長印	⑬ 南島原市立 北有馬幼 稚園長印	⑭ 南島原市立 〇〇公 民館長印	⑮ 南島原市立 〇〇図 書館長印	⑯ 南島原市深 江ふるさと 伝承館長印
17 南島原市 〇〇歴 史民俗資 料館長印				⑰ 南島原市 ありえコレ ジヨホール 館長印	⑱ 南島原市 〇〇B & G 海洋センタ ー所長印	⑲ 南島原市 〇〇歴 史民俗資 料館長印	

新	旧
<p data-bbox="129 231 190 263">備考</p> <p data-bbox="165 292 813 323">1 配字及び行数は、必要により変更することができる。</p> <p data-bbox="114 352 1106 419">2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。</p>	<p data-bbox="1153 231 1214 263">備考</p> <p data-bbox="1167 292 1814 323">1 配字及び行数は、必要により変更することができる。</p> <p data-bbox="1128 352 2121 419">2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。</p>

新	旧																																							
	<p>別記様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">公 印 台 帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">公 印 の 名 称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 管 課 （ 所 ） 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>保 官 者 職 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使 用 区 分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使 用 開 始 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>形 状 及 び 印 材</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>寸 法</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使 用 廃 止 年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">印 影</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 5%;">備 考</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>				公 印 の 名 称				保 管 課 （ 所 ） 名				保 官 者 職 名				使 用 区 分				使 用 開 始 年 月 日				形 状 及 び 印 材				寸 法				使 用 廃 止 年 月 日				印 影		備 考	
公 印 の 名 称																																								
保 管 課 （ 所 ） 名																																								
保 官 者 職 名																																								
使 用 区 分																																								
使 用 開 始 年 月 日																																								
形 状 及 び 印 材																																								
寸 法																																								
使 用 廃 止 年 月 日																																								
印 影		備 考																																						

新		旧	
様式第1号 (第6条関係)			
公 印 台 帳			
公 印 の 名 称			
保 管 課 (所) 名			
保 管 者 職 名			
使 用 区 分			
使 用 開 始 年 月 日			
形 状 及 び 印 材			
寸 法			
使 用 廃 止 年 月 日			
印 影		備 考	

新	旧
<p>様式第2号 (第7条関係) 公印新調・改刻・廃止申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>教育次長 様</p> <p style="text-align: center;">公印保管者 職 氏 名</p> <p>次のとおり公印を新調・改刻・廃止したいので申請いたします。</p>	
公 印 の 名 称	ひ な 形
ひ な 形 番 号	
寸 法	方__ミリメートル 径__ミリメートル 縦__ミリメートル×横__ミリメートル
形 状 及 び 印 材	印 影
書 体	
個 数	個
使 用 区 分	
保 管 者	
保管課(所)名	
使用開始・廃止 年 月 日	・使用開始 年 月 日 ・使用廃止 年 月 日
備 考	

新

旧

様式第3号 (第8条関係)

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者
職 氏 名

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報	公 印 の 名 称	
	事 故 年 月 日	
	事 故 発 生 場 所	
	事 故 の 内 容
告	事 故 発 生 時 の 保 管 状 況
	処 理 状 況
教 育 総 務 課 記 入 欄	そ の 他	

新

旧

様式第4号 (第9条関係)

公印印影印刷申請書

年 月 日

教育次長 様

課(室)長等

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。

公印の名称		印 影	
保 管 者			
ひな形番号			
公印の印刷を要する文書			
公印印影寸法	<input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原 寸		
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚(部) ・使用期間 年 月 ~ 年 月		
印刷理由		
前回印刷数量	年 月印刷 枚(部)		
担 当 者	課(室)等	氏 名	電話(内線)

[注意事項] 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

新	旧																									
<p><u>様式第5号</u> (第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">電 子 印 使 用 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>教育次長 様</p> <p style="text-align: center;">課 (室) 長等</p> <p>次のとおり電子印を使用したいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">電子印に使用する公印の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ な 形 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子印の使用を必要とする文書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 子 印 の 寸 法</td> <td><input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原 寸</td> </tr> <tr> <td>電子印に関する情報の管理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用開始年月日</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用理由</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">担 当 者</td> <td style="width: 15%;">課 (室) 等</td> <td style="width: 15%;">氏 名</td> <td style="width: 15%;">電 話 (内 線)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[注意事項] 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。</p>	電子印に使用する公印の名称		ひ な 形 番 号		電子印の使用を必要とする文書		電 子 印 の 寸 法	<input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原 寸	電子印に関する情報の管理方法		使用開始年月日	年 月 日から	使用理由						担 当 者	課 (室) 等	氏 名	電 話 (内 線)				
電子印に使用する公印の名称																										
ひ な 形 番 号																										
電子印の使用を必要とする文書																										
電 子 印 の 寸 法	<input type="checkbox"/> ミリメートル <input type="checkbox"/> 原 寸																									
電子印に関する情報の管理方法																										
使用開始年月日	年 月 日から																									
使用理由																										
担 当 者	課 (室) 等	氏 名	電 話 (内 線)																							

議案第 67 号

南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正
する訓令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う
もの。

平成 28 年 12 月 19 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の第1条の規定は、なおその効力を有する。

南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第4項</u>の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任、校長の専決並びに校長の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定め、教育行政事務における権限と責任の所在を明確にし、もって合理的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第3項</u>の規定に基づく教育長の権限に属する事務の委任、校長の専決並びに校長の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定め、教育行政事務における権限と責任の所在を明確にし、もって合理的かつ能率的な事務処理を図ることを目的とする。</p>